

山形大学大学院理工学研究科博士後期課程（理学系）

新入生並びに父母等の皆様へ

山形大学諸会費納入事務局

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

さて、ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送れるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、別添「払込取扱票」を利用して納入くださいますようお願い申し上げます。

団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険	3,620円	学研災(3年間) 1,800円 通学特約 800円 付帯賠償(Aコース) 1,020円
山形大学理学部後援会	12,000円	会費
山形大学校友会	10,000円	生涯会費 払込票の記載事項を確認してください
合計	25,620円	

*「払込取扱票」の通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

*払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書は必ず保管くださいますようお願いいたします。

各団体の趣旨説明書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあつた場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被つた場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただきます。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のご案内は必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険は、任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学理学部後援会

理学部後援会は、別添会則のとおり理学部及び大学院理工学研究科の発展と充実を後援する目的で組織された父母等の団体です。その事業は、父母等の皆様の中から役員に就任いただき、父母等の皆様と綿密な連絡のもとに立案されます。

教育、厚生及び体育等各般についての意見や希望を拝聴しながら、大学当局との連絡・調整の上に運営されており、原則として全員加入をお願いしています。

つきましては、ご子弟の入学にあたり、父母等の皆様を会員としてお迎えすることになりますので、何卒その趣旨にご賛同の上、会員としてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ先> 山形大学小白川キャンパス事務部
総務課総務担当（理学部）
TEL：023（628）4502

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万2千人で（令和5年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先> 山形大学校友会事務局

TEL : 023 (628) 4867



○山形大学理学部後援会会則

改正 平成23年4月1日一部改正

平成24年8月3日一部改正

平成27年7月24日一部改正

平成29年2月9日

平成30年7月13日

平成31年3月4日

令和3年3月26日

令和5年7月4日

第1章 総則

第1条 本会は、山形大学理学部後援会と称し、事務所を理学部内に置く。

第2条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 理学部及び大学院理工学研究科(理学系)の学生の保護者又は保証人(以下「保護者等」という。)
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

第3条 本会は、理学部(大学院理工学研究科(理学系)を含む。本条及び次条において同じ。)と保護者等との連絡を緊密にするとともに、理学部の教育活動を援助し、もって大学教育の理想達成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 理学部と保護者等との連絡
- (2) 理学部教育事業の援助
- (3) 課外活動の援助
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第2章 役員及び任務

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 10人以内(ただし、会長が特に必要と認めた場合は、10人を超えることができるものとする。)
- (4) 監事 2人
- (5) 幹事 1人
- (6) 書記 若干人

第6条 役員を選出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において会員の中から推挙する。

- (2) 副会長、理事及び監事は、会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 幹事は、小白川キャンパス事務部総務課長を会長が委嘱する。
- (4) 書記は、小白川キャンパス事務部総務課職員及び学務課職員の中から会長が委嘱する。

2 前項第2号の理事は、理学部及び大学院理工学研究科博士前期課程の各学年の正会員の中から各1名を含めるものとする。

第7条 役員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の重要案件を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 幹事は、事務を処理する。
- (6) 書記は、幹事の命を受けて事務を処理する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理学部長、その他適任者を理事会において推挙する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、本会事業の遂行について、各般の意見を述べる。

第9条 役員の任期は4年を超えない範囲とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 機関

第10条 本会に審議決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第11条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 会務の報告
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) 会長の推挙に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

第12条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入をもって充てる。

2 会費は、次のとおりとし、入学の際全納するものとする。

保護者等の区分	会費
理学部学生(編入学学生を除く。)	24,000円
編入学学生	12,000円
大学院理工学研究科博士前期課程学生	12,000円
大学院理工学研究科博士後期課程学生	12,000円

3 納入した会費は、いかなる事由によっても返金しない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会に次に掲げる簿冊を備える。

- (1) 会員及び役員名簿
- (2) 議事録
- (3) 会計簿

附 則

この会則は、昭和44年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和46年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和49年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和52年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和54年4月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和56年4月13日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和57年4月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和59年5月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和62年3月11日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成6年3月4日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成8年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、平成11年6月8日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 大学院理学研究科は、改正後の山形大学理学部後援会会則第2条第1項1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日一部改正)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月3日一部改正)

この会則は、平成24年8月3日から施行する。

附 則(平成27年7月24日一部改正)

この会則は、平成27年7月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月9日)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月13日)

この会則は、平成30年7月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月4日)

この会則は、平成31年3月4日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和3年3月26日)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月4日)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。